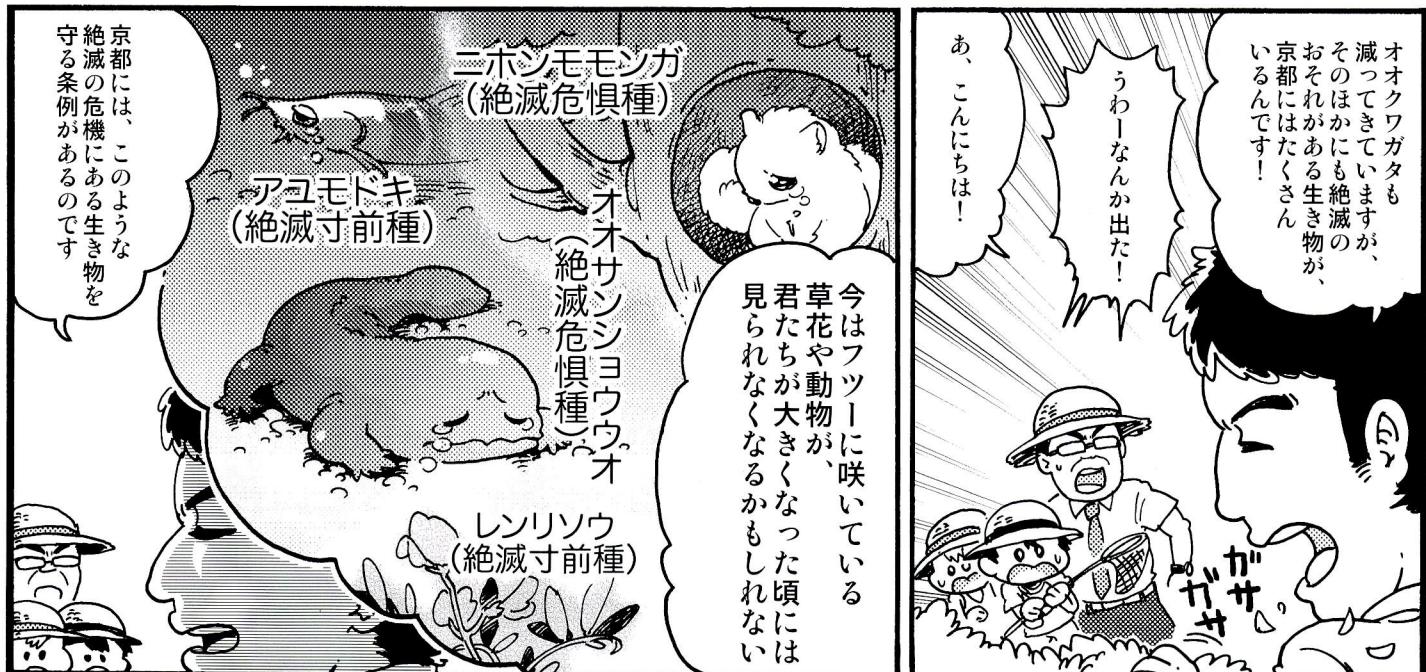




# ～絶滅のおそれのある 野生生物の 保全に関する条例 編～

作画：松岡阿実  
(京都精華大学  
大学院 芸術研究科卒)



京都には、このような  
絶滅の危機にある生き物を  
守る条例があるのです

## ニホンモモンガ (絶滅危惧種)

## アユモドキ (絶滅寸前種)

オウウヨシシソサンシソノサニ

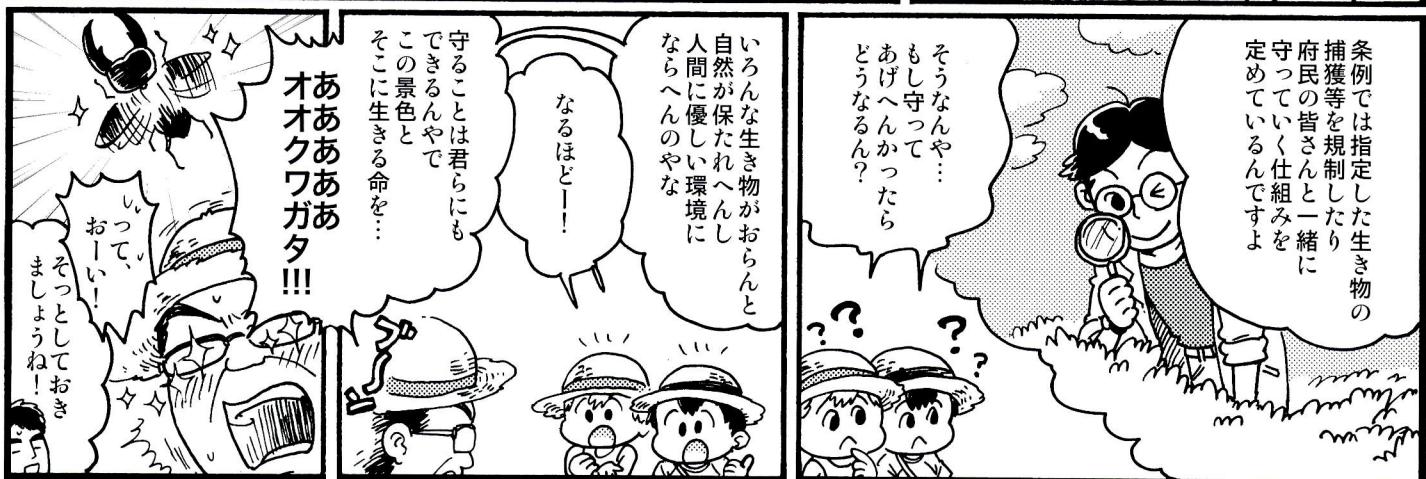
### レンリソウ (絶滅寸前種)

今はフツーに咲いている  
草花や動物が、君たちが大きくなつた頃には見られなくなるかも知れない

あ、こんにちは

うわーなんか出た！

オオクワガタも  
減ってきていますが、  
そのほかにも絶滅のが、  
おそれがある生き物が  
京都にはたくさん  
いるんです！



条例では指定した生き物の捕獲等を規制したり府民の皆さんと一緒に守っていく仕組みを定めているんですよ

『動物もムシも魚も植物も、みんな友達!』

<http://www.pref.kyoto.jp/kisyosyu/>

希少種を守るのは、それだけでもある。当然だが、生態系を保全することは、府民の財産である自然環境を次の世代に残すことなのだ。

そしてこの条例は、知事が希少野生生物の保全を行うNPOなどの団体を登録し、その登録団体と地域住民との保全活動推進のための協定を認定して、協定に基づく団体の活動を支援するという全国初の制度も創設している。

絶滅してしまう動植物がいるなんて、友達が消えていくようで寂しい話である。動植物という「友人」と、末永く付き合っていくために、困っている友達は助けてあげるべきなんだな、うん

そこで京都府がこの4月に施行したのが「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」だ。指定希少野生生物を指定し、その捕獲・採取・所持・譲渡・販売目的の陳列や広告も、繁殖期の巣の破壊までも禁じる、という徹底したものなのだ。二ホンカラネズミ、カスマミサンショウウオ、オグラコウホネなど、京都府が指定する希少野生生物は、珍しいからといって捕つちやうと罰せられてしまうぞ。

「京都府レッドデータブック」なる本がある。一見、子供の頃に一生懸命読んでいた図鑑のようでもあるが、「絶滅寸前種」「絶滅危惧種」といった言葉があふれているじゃないか！ 実は京都府には今、絶滅の危機に瀕している動植物がかなりいるのだ。これは問題である。というか、かなりショッキングである。

今月の「知ってる? 京都府」は、自然に生きる動植物たちの話だ。

幼少の頃、カブトムシやクワガタムシを山へ捕りに行つた思い出があるだろう。そしてファーブルも顔負けの昆虫博士だった人も多いだろう。

さて、それは今も変わらないだろうか? 昆虫や植物の種類をどれだけ言えますか? なに? 忘れちゃつた? 残念ながら、自然と遠いところで生活しているということだな。